

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年7月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第26号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条生活福祉部の款生活福祉課の項第8号中「子ども若者はぐくみ局」の右に「
区役所及び区役所支所」を加える。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)